

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」

趣旨

成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者今日お生野実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を作成し、取り組みを推進することとしている。

ポイント

高等学校等における消費者教育の推進

- ①学習指導要領の徹底
- ②消費者教育教材の開発、手法の高度化
- ③実務経験者の学校教育現場での活用

※大阪府では消費者教育コーディネーターを配置し、消費生活相談員や弁護士、司法書士など、さまざまな実務経験者を学校に派遣しています。

- ④教員の養成・研修

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/014919/>